

○京都府立大学基本構想委員会規程

(平成23年京都府立大学規程第1号)

(設置)

第1条 京都府立大学（以下「本学」という。）に京都府立大学基本構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、本学の基本構想に関して、次の事項を審議し、必要な処理を行うものとする。

- (1) 教育研究を中核とする京都府の知の拠点創造
- (2) 本学キャンパス整備計画方針の策定
- (3) その他本学の基本構想に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の組織は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 京都府公立大学法人事務総長
- (4) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長
- (5) 文学部、公共政策学部から選出された委員各1名及び生命環境科学研究科から選出された委員2名
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認める者

2 前項第5号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長には、学長を、副委員長には、副学長のうち学長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門家会議)

第7条 学長は、基本構想の具体化にあたり、特に必要があると認めた場合には、幅広く意見を聴取するため、学外の有識者等を構成員とする専門家会議を設けることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、総務課長、総務課参事（京都府立医科大学事務局大学整備室施設課長兼務）、企画・地域連携課長及び企画・地域連携課参事をもって充てる。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年10月12日から施行する。

2 委員会発足時の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。